

愛媛県広告事業の実施に係る暴力団排除措置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、愛媛県広告事業実施要綱に基づく広告事業の実施に当たり、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）の排除に関して必要な措置を講ずるための連絡協調体制を確立することにより、広告事業の適正な実施の確保を図ることを目的とする。

(排除措置の対象者)

第2条 排除措置の対象となる者は、広告主又は広告取扱業者（以下「広告主等」という。）となろうとする、又は、広告主等となった事業者等の代表役員、一般役員若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者等（以下「代表役員等」という。）が、次のいずれかの事項（以下「暴力団排除措置事由」という。）に該当すると認められる場合とする。

- (1) 暴力団の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団の威力を背景として、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）第1条各号に掲げる行為（以下「暴力的不法行為等」という。）を行つたと認められるとき。
- (3) 暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる団体、法人等（以下「暴力団等」という。）に暴力的不法行為等をさせたとき。
- (4) 暴力団対策法第2条第8号に規定する準暴力的要求行為を行い、又は同法第10条の規定に違反する行為を行つたと認められるとき。
- (5) 暴力団対策法第2条第7号に規定する暴力的要求行為に関与したとき。
- (6) 暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団等の維持運営に協力し、若しくは関与したとき。
- (7) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団等を利用したとき。
- (8) 暴力団等であると知りながら、暴力団等と下請契約や資材等の購入契約を締結するなど暴力団等を不当に利用したとき。
- (9) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(照会)

第3条 愛媛県知事（以下「知事」という。）は、広告主等の選定に当たって、広告表示等の申し込みを行つた事業者等の代表役員等が暴力団排除措置事由に該当する疑いがあるときは、様式第1号により、当該事実の内容について愛媛県警察本部長（以下「本部長」という。）に対し照会するものとする。

2 知事は、知事が広告主等を選定した後、当該広告主等の代表役員等が暴力団排除措置事由に該当する疑いが生じたときは、様式第1号により当該事実の内容について本部長に対し照会するものとする。

(回答又は通報)

第4条 本部長は、前条の規定により照会を受けたときは、遅滞なく知事に対し様式第2号により回答するものとする。

2 本部長は、広告主等の募集後選定までの間、若しくは知事が広告主等を選定した後、当該事業者等の代表役員等が暴力団排除措置事由に該当することに関する情報を入手したときは、知事に対し様式第3号によりその旨を通報するものとする。

3 本部長は、前2項の規定により回答又は通報した場合で、該当する事実が存在しなくなったときは、知事に対し様式第4号により通報するものとする。

(報告)

第5条 広告事業を実施する課の長（以下「広告事業担当課長」という。）は、広告主等になろうとする、又は、広告主等となった事業者等の代表役員等が暴力団排除措置事由に該当する疑いがあるときは、様式第5により企画振興部政策企画局総合政策課に報告するものとする。

(暴力団の排除)

第6条 知事は、第4条第1項又は第2項の規定に基づく回答又は通報により、事業者等の代表役員等が暴力団排除措置事由に該当すると認められる場合には、広告主等に選定しないこととし、選定後に該当する事態となった場合は、広告の表示の中止、又は広告の取扱の中止その他必要な措置を講ずるものとする。

2 知事は、前項の措置を行ったときは、速やかに本部長に通報するものとする。

(相互協力等)

第7条 知事及び本部長は、広告主等から暴力団を排除するため、暴力団排除に係る事実の調査、把握に努めるとともに、相互連携のもと積極的な情報交換を行うものとし、必要に応じ、担当課による対策会議を開催するものとする。

2 広告事業担当課長は、この要綱に基づく事務を行うに際し、暴力団関係者からの苦情等のトラブルが生じたときはその解決のための協力の要請を、暴力団等からの妨害等が予想されるときはあらかじめ警察官の出動の要請を愛媛県警察本部（以下「警察本部」という。）又は最寄りの警察署に対して行うことができる。

(介入行為があったときの措置)

第8条 広告事業担当課長は、広告主等から暴力団等による不当要求その他広告事業への介入行為があった旨の申し出があったときは、警察へ届け出る旨を当該広告主等に対して指導するとともに、警察と協力して対応するものとする。

(情報の適正管理)

第9条 知事及び本部長は、相互の了解なくして、提供された情報を他に漏らしてはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定める知事の業務は企画振興部政策企画局総合政策課が、本部長の業務は警察本部刑事部組織犯罪対策課が所掌する。

2 この要綱に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、知事と本部長との間で、その都度協議の上決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成18年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

愛媛県警察本部長

暴力団排除措置の対象者について（回答）

平成 年 月 日付け 第 号により照会のあった標記の件について、愛媛県広告事業の実施に係る暴力団排除措置要綱第4条第1項の規定に基づき下記のとおり回答します。

記

- 1 照会事項（照会番号）
- 2 調査結果

愛媛県知事 様

愛媛県警察本部長

暴力団排除措置の対象者について（通報）

愛媛県広告事業の実施に係る暴力団排除措置要綱第4条第2項の規定に基づき、下記の事業者について、暴力団排除措置事由に係る事実を確認したので、その旨を通報します。

記

- 1 該当事業者の名称
- 2 事業者の所在地
- 3 代表者の氏名
- 4 該当すると認められる事由及び当該事由の発生時期

愛媛県知事 様

愛媛県警察本部長

暴力団排除措置の対象者について（通報）

愛媛県広告事業の実施に係る暴力団排除措置要綱第4条第3項の規定に基づき、下記の事業者について、暴力団排除措置事由に該当する事実がなくなった旨を通報します。

記

- 1 該当事業者の名称
- 2 事業者の所在地
- 3 代表者の氏名
- 4 該当する事実がなくなったと認められる事由及び当該事実の消滅時期

総合政策課長 様

広告事業担当課長

暴力団排除措置の対象者について（報告）

下記事業者は、暴力団排除措置事由該当の疑義があるので、愛媛県広告事業の実施に係る暴力団排除措置要綱第5条の規定に基づき報告します。

記

ふりがな 商号又は名称	
代 表 者	
所 在 地	
暴 力 団 排 除 措 置 事 由	
照 会 事 由	